百七　［一・六―ジイソシアナトヘキサン及びアルファ―ヒドロ―オメガ―ヒドロキシポリ（オキシエタン―一・二―ジイル）の重付加物］及び［メチル［（ペルフルオロアルキル）スルホニル］アミノ］エタン―一―オール（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のもの又は当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が四から八までのものの混合物（ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のものを含むものに限る。）に限る。）の反応生成物

百八　一・一―ジクロロエテン、ブチル＝プロパ―二―エノアート、プロパ―二―エンアミド及び二―［メチル［（ペルフルオロアルキル）スルホニル］アミノ］エチル＝プロパ―二―エノアート（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のもの又は当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が四から八までのものの混合物（ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のものを含むものに限る。）に限る。）の共重合物

百九　Ｎ・Ｎ―ジメチル―Ｎ―［二―［（二―メチルプロパ―二―エノイル）オキシ］エチル］ヘキサデカン―一―アミニウム＝ブロミド、ブチル＝プロパ―二―エノアート、ブチル＝二―メチルプロパ―二―エノアート及び二―［メチル［（ペルフルオロアルキル）スルホニル］アミノ］エチル＝プロパ―二―エノアート（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のもの又は当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が四から八までのものの混合物（ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のものを含むものに限る。）に限る。）の共重合物

百十　二―スルファニルエタン―一―オール、アルファ―ヒドロ―オメガ―（イソシアナトフェニル）ポリ［（イソシアナトフェニレン）メチレン］、Ｎ―ヒドロキシブタン―二―イミン、アルファ―ヒドロ―オメガ―ヒドロキシポリ［オキシ（メチルエタン―一・二―ジイル）］、［末端に三―ヒドロキシプロピル基を有する、ポリ（ジメチルシロキサン）］及び二―［メチル［（ペルフルオロアルキル）スルホニル］アミノ］エチル＝プロパ―二―エノアート（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のもの又は当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のものを含むものに限る。）に限る。）の反応生成物

百十一　ドデシル＝プロパ―二―エノアート、プロパ―二―エン酸及び二―［メチル［（ペルフルオロアルキル）スルホニル］アミノ］エチル＝プロパ―二―エノアート（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のもの又は当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が四から八までのものの混合物（ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のものを含むものに限る。）に限る。）の共重合物

百十二　ドデシル＝二―メチルプロパ―二―エノアート、一・一―ジクロロエテン及び二―［メチル［（ペルフルオロアルキル）スルホニル］アミノ］エチル＝プロパ―二―エノアート（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のもの又は当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が四から八までのものの混合物（ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のものを含むものに限る。）に限る。）の共重合物

百十三　ドデシル＝二―メチルプロパ―二―エノアート、ブチル＝二―メチルプロパ―二―エノアート、二―メチルプロパ―二―エン酸及び二―［メチル［（ペルフルオロアルキル）スルホニル］アミノ］エチル＝二―メチルプロパ―二―エノアート（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のもの又は当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が四から八までのものの混合物（ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のものを含むものに限る。）に限る。）の共重合物

百十四　アルファ―［二―（一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・六―トリデカフルオロ―Ｎ―メチルヘキサン―一―スルホンアミド）エチル］―オメガ―［（二・四・四―トリメチルペンタン―二―イル）フェノキシ］ポリ［オキシエタン―一・二―ジイル］

百十五　［（三―（トリメトキシシリル）プロピル＝二―メチルプロパ―二―エノアート、アルファ―ヒドロ―オメガ―［（プロパ―二―エノイル）オキシ］ポリ［オキシ（メチルエタン―一・二―ジイル）］、プロパ―二―エン酸及び二―［メチル［（ペルフルオロアルキル）スルホニル］アミノ］エチル＝プロパ―二―エノアート（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のもの又は当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が四から八までのものの混合物（ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のものを含むものに限る。）に限る。）の共重合物

百十六　ブチル＝プロパ―二―エノアート及び二―［メチル［（ペルフルオロアルキル）スルホニル］アミノ］エチル＝プロパ―二―エノアート（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のもの又は当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が四から八までのものの混合物（ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のものを含むものに限る。）に限る。）の共重合物

百十七　プロペン及び二―［メチル［（ペルフルオロアルキル）スルホニル］アミノ］エチル＝プロパ―二―エノアート（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のもの又は当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が四から八までのものの混合物（ペルフルオロアルキル基の炭素数が六のものを含むものに限る。）に限る。）の共重合物

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年六月十七日）から施行する。

その他告示

○内閣府告示第三十七号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和八年三月二十三日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道豊富町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　豊富町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第三十八号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和八年三月二十三日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道浦幌町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　浦幌町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第三十九号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和八年三月二十三日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道標茶町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　標茶町アイヌ施策推進地域計画（第二次）